

軽自動車の譲渡・廃車手続きなどは3月31日までに！

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車やバイク、耕運機、トラクターなどを所有している方に課税されます。県税の自動車税(種別割)とは異なり、月割課税制度がないため、4月2日以降に廃車した場合は1年間分の税額を納めていただくようになります。

車を譲った、処分した、長年使用していない車両が敷地内にある、車検が切れて乗っていないなどの場合には、必ず**3月31日までに**手続きを行いましょう。

軽自動車税チェック項目

◆その1 廃車や名義変更等の手続きは3月31日までに！

軽自動車を譲渡または処分した場合には、必ず3月31日までに手続きをしましょう。既に車両がない、使用していない場合でも廃車の届出(ナンバープレートの返却)をしないと課税されたり、譲渡しても旧所有者に課税されてしまいます。また死亡された方が所有していた車両についても名義変更や廃車の手続きをお願いします。

◆その2 県外で廃車、住所変更、名義変更などをされた方は「税止め」の手続きを！

「税止め」とは、小野町で課税されている「いわき」ナンバーの軽自動車やバイクなどを福島県外で廃車したり、県外ナンバーに変更した場合に課税を止める手続きをいいます。この手続きは基本的に自己申告となっていますが、軽自動車協会が有料で代行手続きを行っています。代行手続きの詳細については軽自動車協会へお問い合わせください。自己申告による税止めの手続きをする場合は、受付印のある次の書類のいずれかを役場税務課に持参するか郵送してください。

【軽四輪・二輪の小型自動車の場合】

- ・軽自動車税変更申告の控え
- ・自動車検査証返納届の写し
- ・変更前後の自動車検査証の写し

【軽二輪の場合】

- ・軽自動車届出済証返納証明書の写し
- ・変更前後の自動車検査証の写し

◆その3 いわきナンバーの小型特殊自動車は運輸支局で手続き後に役場にも届出を！

いわきナンバーの小型特殊自動車(農耕作業車など)を廃車する場合は福島運輸支局で手続きを行うようになります。その際には廃車したことがわかる書類を発行してもらい、その書類を税務課までお持ちください。この届出をしないと役場では車両の登録状況を把握できないため軽自動車税(種別割)が課税され続けてしまいます。

◆その4 個人売買もしくは知人間譲渡をしたときは名義変更を確実に！

バイクなどを個人で売買・譲渡した場合、名義変更や廃車の手続きを確実に行うようにしましょう。名義変更をしないと車両がなくても旧所有者に課税されてしまいます。特にインターネットを介したやり取りでは後から問題がおきても相手と連絡がとれなくなってしまう可能性があります。売買や譲渡をする前にナンバープレートを返却するなどして、トラブルを未然に防ぎましょう。

※車両を処分しただけでは廃車したことにはなりません。必ずナンバープレートを返却するとともに廃車の手続きを行ってください。また個人で売買や譲渡をして名義変更などを相手方に依頼した場合は、必要な手続きが済んでいることを必ず確認してください。

問い合わせ先

◆小野町ナンバーの車両

☎税務課(原動機付自転車、小型特殊自動車など) ☎ 72-6932

◆いわきナンバーの車両

☎軽自動車検査協会福島事務いわき支所(軽自動車、特殊牽引車など) ☎ 050-3816-1838

☎県軽自動車協会いわき支所(125ccを超え250cc以下のバイク) ☎ 0246-72-0656

☎福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所(250ccを超えるバイク、いわきナンバーの小型特殊自動車) ☎ 050-5540-2016